

## 入札説明書

(趣旨)

第1 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、本入札説明書、物件概要書をよくお読みになり、現地をご確認の上、入札に参加してください。

(入札物件)

第2 入札物件は別紙の「物件概要書」記載の土地です。

2 入札物件は、現状での売払いとします。

(入札参加資格)

第3 入札に参加することができる方は、次のいずれにも該当する方です。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は東御市財務規則(平成16年規則第36号。以下「規則」という。)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号の規定に該当する者(法人、事業所、団体等の役職員が該当する場合も含む。)でないこと。

(3) 市税等を滞納していない者であること。

(4) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。

(5) 入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本市の職員でないこと。

(禁止用途)

第4 入札物件を次の各号に掲げる用途に供しないよう条件を付すこととします。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者(法人、事業所、団体等の役職員が該当する場合も含む。)が使用する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

(4) 旧オウム真理教及びこれに類似する団体並びに公序良俗又は公共の福祉に反する恐れがある団体その他一般市民の権利を侵害する可能性がある団体(本号にいう「団体」には、それら団体の関係者、信者、元信者等これに準ずる者一切を含む。)が使用する用途

(5) 上記のほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(入札参加申込方法)

第5 入札参加希望者は次に掲げるとおり申込期限までに必要な書類を東御市総務部総務課契約財産係まで提出してください。

(1) 申込みに必要な書類

ア 個人の場合(各1通)

(ア) 所定の一般競争入札参加申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 身分証明書

- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 住所地の市区町村税の完納を証明する納税証明書

イ 法人の場合（各1通）

- (ア) 所定の一般競争入札参加申込書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 法人登記簿謄本（会社証明書、全部事項証明書）の写し
- (エ) 法人の印鑑証明書
- (オ) 住所地の市区町村税の完納を証明する納税証明書

ウ 留意事項

- (ア) 身分証明書は、本籍所在地の市区町村長が発行する証明書です。
- (イ) 申込書に記載された氏名又は名称が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。
- (ウ) 印は実印を押印してください。
- (エ) 使用する用途により、その他必要な書類の提出を依頼する場合があります。
- (オ) 申込書、誓約書以外の各書類については、発行後3か月以内のものとしします。
- (カ) 誓約書には申込書に記載された氏名又は名称及び代表者名を記入してください。

(2) 申込みの受付

ア 受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年5月15日（水）の午前8時30分から午後5時までです。ただし、直接お持ちいただく場合は土曜日、日曜日及び祝日の受け付けは行いません。また、郵送の場合でも当日必着とします。

イ 受付場所

東御市 総務部総務課契約財産係（東御市役所本館2階）  
〒389-0592 長野県東御市県281-2  
電話番号 0268-64-5805（直通）

ウ 留意事項

- (ア) ファクシミリ及び電子メールによる申し込みはできません。
- (イ) 記入誤りや不備があった場合は申込みが無効になる場合があります。  
（入札参加資格者及び無資格者の決定）

第6 受付期間に提出された申請書類を審査の上、入札参加資格の有無については書面にてお知らせします。

2 審査において上記第3(2)に記載の項目について警察当局へ照会、確認することがありますので、ご承知ください。

（入札日時等）

第7 入札日時等については次に掲げるとおりとします。（予定）

- (1) 日時 令和6年5月30日（木）午前10時30分から
- (2) 場所 東御市役所本庁舎2階 全員協議会室（大会議室）
- (3) 受付 当日の午前10時15分から午前10時30分まで
- (4) 注意事項

- ア 当日、受付が混み合う可能性もあることから、時間に余裕をもって来場してください。
- イ 入札開始時間に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。
- ウ 本人又は代理人が出席して下さい。

(入札日の持参品等)

第8 入札に参加される者は、当日、次の書類等を持参してください。

(1) 入札書

(2) 下記に該当する場合 委任状(東御市所定のもの)

ア 入札参加申込書に記載の申込人(共有で申し込みをされた場合は共有者全員)以外(代理人)が入札に参加する場合

イ 法人の場合で代表権のない者が代理で入札に参加する場合

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印した申込者本人の印鑑をお持ちください。ただし、代理人が入札する場合は、申込者本人の印鑑ではなく委任状に押印した代理人ご自身の印鑑をお持ちください。

(4) 入札保証金の領収書

第9に規定する入札保証金を支払った領収書をお持ちください。

(5) 東御市から郵送された入札参加書

(6) 筆記用具(黒のボールペン又は万年筆)

(入札保証金)

第9 入札参加者は、規則第110条第1項の規定による入札保証金として、入札参加者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する額を、入札前日までに東御市が発行する納入通知書にて市が指定する金融機関で納付してください。(千円未満切り上げ)

2 落札者の入札保証金は売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は入札終了後、市が入金を確認してから6営業日以内に参加者が指定する口座へ振り込みます。(市が入金を確認するのに、概ね1週間程度要します。)

3 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することはできません。

(入札)

第10 入札書には入札参加者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入の上、実印で押印してください。(共有名義の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。)

2 金額の記入は黒ボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

3 代理人が入札する場合は、申込者の住所氏名を記入(申込者の押印は不要)するとともに、代理人の住所氏名を記入の上、押印してください。

4 入札書は入札執行者の指示により提出してください(封筒は不要です)。

5 いったん提出した入札書は書き換え、引き換え又は撤回することができません。

6 入札回数は1回です。東御市が指定した売払最低価格に至らない場合は不落となります。この場合、異議を申し立てることはできません。

7 郵送による入札は、受け付けません。

(入札の無効)

第11 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明確でない入札書
- (5) 入札書の金額を訂正した入札書（入札書の金額訂正は訂正印を押印しても認められません。）
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 郵送又は電信による入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が、第9に規定する額に達しない者の入札書  
（開札）

第12 開札は入札場所において入札終了後、直ちに入札参加者の立会により行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合には市長が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

2 開札した結果、落札者がある場合はその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を開札終了後、直ちに入札参加者へお知らせします。

（落札者の決定）

第13 東御市が定めた売払最低価格以上で入札した者のうち、最高の価格を入札した者を落札者として決定します。

2 落札となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

3 同価の入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することができません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係ない本市職員にくじを引かせ落札者を決定するものとします。この場合、異議を申し立てることはできません。

（開札結果の公表）

第14 物件の所在地及び落札金額については落札者決定後、公表することがあります。

2 落札者に関する情報については第12の2によるほかは、東御市個人情報保護条例（平成16年条例第8号）により公表しません。

（契約の締結）

第15 落札者は落札決定の日から5日以内に別紙様式（本説明書に掲載しています）の売買契約書により東御市と売買契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は落札の効力を失い、落札者が納付した入札保証金は東御市に帰属することとなり返還されません。

3 売買契約の締結は入札参加申込書に記載された名義で行います。

（契約保証金）

第16 落札者は売買契約締結に際し、規則第124条第1項の規定による契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければなりません（千円未満切り上げ）。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

（売買代金の納付）

第17 落札者は売買代金と契約保証金との差額を契約締結の日から市が指定する日までに納付しなければなりません。

2 売買代金が期限までに納入されなかった場合、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は東御市に帰属することとなり、返還されません。

3 売買代金は分割による支払いはできません。

(所有権の移転等)

第18 売買代金を完納していただいたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡すものとします。

2 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に東御市が行います。

3 入札参加申込書に記載された名義で所有権の移転登記を行います。

4 売買契約書（東御市保有分1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税や登記手続き費用等、本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は落札者の負担となります。

5 所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票（直近3か月以内に発行のもの。法人の場合は全事項証明書）を提出してください。

(現地説明会)

第19 入札物件の現地説明会は開催しませんので、入札参加希望者は自己の責任において、入札物件を現地確認の上、入札に参加してください。

2 現地確認の有無にかかわらず、入札参加希望者は、この入札に関するすべての事項を承知の上、入札に参加しているものとみなします。

(異議の申し立て)

第20 本入札に参加した者は、公告、契約書及び入札説明書等についての不明を理由とする異議の申し立てはできません。

(個人情報の取扱い)

第21 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的に一切使用しません。

(入札の中止等)

第22 入札は市の都合により延期又は中止することがあります。